

岩手県農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

岩手県農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則

(岩手県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第1条 岩手県農業改良資金貸付規則(昭和31年岩手県規則第87号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | |
|--|---|-------|-----|---|--|-------|-------|-----|---|
| (資金の区分等) 第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>資金の区分</th><th>貸付対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略]</td></tr></tbody></table> | 資金の区分 | 貸付対象者 | [略] | 1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略] | (資金の区分等) 第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>資金の区分</th><th>貸付対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略]</td></tr></tbody></table> | 資金の区分 | 貸付対象者 | [略] | 1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略] |
| 資金の区分 | 貸付対象者 | | | | | | | | |
| [略] | 1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略] | | | | | | | | |
| 資金の区分 | 貸付対象者 | | | | | | | | |
| [略] | 1～5 [略] 6 法人格を有しない任意団体であつて、次に掲げる要件を満たすもの(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。) (1)・(2) [略] (3) 原則として当該任意団体の設立の日から5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。 (4)・(5) [略] 7・8 [略] | | | | | | | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | | | | | |

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第2条 農業協同組合法施行細則(昭和39年岩手県規則第13号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 様式第14号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(6) [略] (7) 正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証とする書類及び正組合員の書面同意書の謄本 | 様式第14号(第8条の2関係) [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 (1)～(6) [略] (7) <u>組合員の総数が、1,200人以下の場合にあっては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあっては農業協同組合法第11条の31第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第</u> |

(8) 農業経営事業運営協議会議事録の謄本

(9) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合
にあつては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律
第65号）第6条に規定する市町村が策定した農業経営
基盤強化促進基本構想の写し及び農地保有合理化事
業規程の謄本

(10) 実施しようとする作目について、その作目に関す
る組合員で構成している生産組織がある場合は、当該
組織との意見調整の内容

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(4) [略]

(5) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営に変更
する場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条
に規定する市町村が策定した農業経営基盤強化促進
基本構想の写し及び同法第7条に規定する農地保有
合理化事業規程の承認書の写し

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証
する書類

(8) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合
にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条に規定す
る市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想
の写し及び同法第7条に規定する知事が承認した農
地保有合理化事業規程の承認書の写し

[略]

8項の規定による反対の意思の通知がなかったこと
を証する書類

(8) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合
にあつては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律
第65号）第6条に規定する基本構想の写し及び同法第
11条の9に規定する農地利用集積円滑化事業規程の
謄本

[略]

様式第15号（第8条の2関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(4) [略]

(5) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営に変更
する場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条
に規定する基本構想の写し及び同法第11条の9に規
定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

注 次に掲げる書類を添付してください。

(1)～(6) [略]

(7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあつては
正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する
書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超
える場合にあつては農業協同組合法第11条の31第7
項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第
8項の規定による反対の意思の通知がなかったこと
を証する書類

(8) 農地又は採草放牧地を利用する農業経営の場合
にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条に規定す
る基本構想の写し及び同法第11条の9に規定する農
地利用集積円滑化事業規程の謄本

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(森林整備補助金交付規則の一部改正)

第3条 森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 この規則において「^{きずな}絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民参加型森林整備（行政支援タイプ） 森林所有者（森林法第2条第2項の森林所有者（国、県及び<u>独立行政法人緑資源機構</u>を除く。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動促進法（<u>平成13年法律第138号</u>）<u>第2条第2号</u>の特定非営利活動法人その他非営利の活動を行う団体（以下「非営利活動団体」という。）及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、非営利活動団体が林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>12～14 [略]</p> <p>15 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第61条の規定に基づく売渡しを受けた土地に行う森林整備事業（知事の承認を受けた土地に行う森林整備事業を除く。）</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>16 [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 この規則において「^{きずな}絆の森整備事業」とは、別に知事が承認する事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民参加型森林整備（行政支援タイプ） 森林所有者（森林法第2条第2項の森林所有者（国、県及び<u>独立行政法人森林総合研究所</u>を除く。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動促進法（<u>平成10年法律第7号</u>）<u>第2条第2項</u>の特定非営利活動法人その他非営利の活動を行う団体（以下「非営利活動団体」という。）及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、非営利活動団体が林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業であって次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>12～14 [略]</p> <p>15 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第61条の規定に基づく</u>売渡しを受けた土地に行う森林整備事業（知事の承認を受けた土地に行う森林整備事業を除く。）</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>16 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

（岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部改正）

第4条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第42条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第7号）<u>の附則第3項</u>の規則で定めるものは、農地法（昭和27年法律第229号。以下この条において「法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定により知事がした許可（以下「許可」という。）に関する次に掲げる事務とする。</p> | <p>第42条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第7号）<u>附則第3項</u>の規則で定めるものは、農地法（昭和27年法律第229号。以下この条において「法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定により知事がした許可（以下「許可」という。）に関する次に掲げる事務とする。</p> |

| | |
|--|---|
| (1) [略] | (1) [略] |
| (2) 許可に附した条件に違反した場合の法第83条の2の処 分に関する事務 | (2) 許可に附した条件に違反した場合の法第51条第1項の 処分に関する事務 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第5条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | | | |
|--|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|---|--|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| (農林部長等専決事項) | | | | | | (農林部長等専決事項) | | | | | | | |
| 第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに 地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる 事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印 のある事務に限る。）とする。 | | | | | | 第36条 広域振興局の農林部長及び総合支局の農林部長並びに 地方振興局の農政部長、林務部長及び農林部長の専決できる 事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印 のある事務に限る。）とする。 | | | | | | | |
| 事 務 | 専決権者 | | | | | 備 考 | 事 務 | 専決権者 | | | | | 備 考 |
| | 広域振興局農林部長 | 総合支局農林部長 | 地方振興局農政部長 | 地方振興局林務部長 | 地方振興局農林部長 | | | 広域振興局農林部長 | 総合支局農林部長 | 地方振興局農政部長 | 地方振興局林務部長 | 地方振興局農林部長 | |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | | | |
| 12 [略] | [略] | | | | | | 12 [略] | [略] | | | | | |
| 13 農地の転用の許可 に関すること。 | [略] | | | | | | 12の2 農地又は採草 放牧地の権利移動の 許可に関すること。 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 14 農地の転用の許可 に関すること（農地法 （昭和27年法律第229 号）附則第2項の規定 に基づく農林水産大 臣への協議及び農林 水産大臣の許可に係 る農地の転用の場合 の農林水産大臣への 申請書の提出を除 く。）。 | [略] | | | | | | 13 農地の転用の許可 又は協議に関するこ と。 | [略] | | | | | |
| 15 農地又は採草放牧 地の転用のための権 利移動の許可に関す ること。 | [略] | | | | | | 14 農地の転用の許可 又は協議に関するこ と（農林水産大臣の許 可に係る農地の転用 の場合の農林水産大 臣への申請書の提出 及び農地法（昭和27 年法律第229号）附則 第2項の規定に基づ く農林水産大臣への 協議を除く。）。 | [略] | | | | | |
| | [略] | | | | | | 15 農地又は採草放牧 地の転用のための権 利移動の許可又は協 議に関すること。 | [略] | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---|---|--|---|--|--|---|--|--|--|---|--|
| 43条第3項 | | | | | | | | | | | | | |
| 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の農地法第71条 | 売渡し後の検査 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。